

総務文教委員会

平成21年6月10日(水)

総務文教委員会

日 時 平成21年6月10日(水)午前10時00分開会 - 午前10時41分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 辻下(文)委員長、鍛冶副委員長、和田、出口、谷本、岡本、辻下(正)、竹内

欠席委員 なし

傍聴議員 中原、反保

出席理事者 石田町長、田中教育長、中口総務部長、時岡総務部理事、
中田総務部総務法制課長兼法制文書係長、四至本総務部行財政改革課長、
相馬総務部行財政改革課長代理兼行財政改革係長、亀崎総務部危機管理課長、
笠間企画部長、谷下企画部理事兼人権推進課長、
一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長、竹下企画部秘書人事課長、
保井企画部企画政策課長兼企画交流係長、松永事業部長兼直轄理事、
淵原会計管理者理事、古谷教育部長兼給食センター所長、
岡本教育部副理事兼生涯学習課長兼淡輪公民館長、唐門教育部学校教育課長、
市川淡輪幼稚園長、嶋坂教育部指導課長、山路教育部指導課参事

欠席理事者 なし

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

辻下(文)委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

それでは、6月3日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから、発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第53号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

保井企画部企画政策課長兼企画交流係長 1ページをごらんください。

補正予算(第1次)資料。

歳入、15府支出金、府補助金、総務費府補助金、総務管理費補助金284万4,000円を補正するものです。

内容につきましては、大阪府からの緊急雇用創出事業交付金でございます。緊急雇用創出事業に充当するもので、国の緊急経済対策として、離職を余儀なくされました方に対しまして、次の雇用までの一時的、短期的な雇用機会を創出をするものでございます。

嶋坂教育部指導課長 6教育費府補助金、教育費補助金としまして264万円の補正をお願いするものでございます。

学力向上推進校支援事業補助金については、市町村支援プロジェクト事業に再編されることとなります。つきましては、学力向上推進校支援事業36万円減額し、市町村支援プロジェクト事業補助金300万円を増額補正するものでございます。なお、補助率は10分の10です。詳細は、歳出の方でご説明いたします。

四至本総務部行財政改革課長 18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして1,911万8,000円を補正するものでございます。

内容といたしましては、今回の補正に伴います財源調整でございます。

保井企画部企画政策課長兼企画交流係長 5 岬ゆめ・みらい基金繰入金 114 万円を補正するものです。

内容につきましては、岬ゆめ・みらい基金から 114 万円を一般会計に繰り入れ、地域活性化事業に充当するもので、大阪マリノフェスティバルへの支援策として、女子ビーチバレージャパンレディス大会が海水浴場の集客イベントなどに対して助成し、地域の活性化と賑わいの創出を図るものでございます。

亀崎総務部危機管理課長 20 諸収入、3 雑入、1 雑入、補正予算額が 51 万 4,000 円でございます。

内容といたしまして、今回、消防団員の 1 名追加退団し、消防団員等公務災害補償等、共済基金より 51 万 4,000 円が追加給付されることにより、補正をお願いするものでございます。

保井企画部企画政策課長兼企画交流係長 2 ページをごらんください。

歳出、総務費、総務管理費、企画費、緊急雇用創出事業 284 万 4,000 円を補正するものです。

内容につきましては、大阪府からの緊急雇用創出事業交付金を活用し、緊急雇用創出事業を実施します。この事業は、失業者の方をハローワークを通じて、町が 3 か月間から 6 か月間で直接雇用します。そして、次の雇用までの一時的、短期的な雇用、就業機会の創出を図るものです。雇用人数は 4 名を予定しております。業務に従事する内容は、町有地の除草に 2 名、町営住宅滞納整理に 1 名、町ホームページの作成に 1 名です。

町有地除草では、ハローワークから 2 名を 3 か月間雇用し、公道や公共施設敷地内の除草作業を行い、良好な環境の形成を進めるものでございます。

町営住宅の滞納整理では、ハローワークから 1 名を 6 か月間雇用します。家賃決定に必要な申告書送付や、督促状送付の事務補助、口座振替促進の事務などに従事するものです。

町ホームページの作成につきましては、ハローワークから 1 名を 6 か月間雇用し、現行のホームページの改良や、NPO 法人や、ボランティアに関するポータルサイトの作成に従事するものです。内訳といたしましては、社会保険料、臨時職員賃金、消耗品費でございます。消耗品費は、ホームページ作成のソフトなどの購入にかかるものでございます。

次に、地域活性化事業 114 万円を補正するものです。

内容につきましては、大阪マリノフェスティバルのイベントに助成し、岬町を内外に広

くアピールし、交流人口の拡大など、地域の活性化を図るものでございます。

中田総務部総務法制課長兼法制文書係長 次に、4選挙費、5町長選挙費、町長選挙人件費として13万6,000円です。予算の内訳といたしまして、本年秋に予定しております町長選挙に際し、望海坂地区に新たな投票所の設置に伴い、投票事務関係経費のうち、選挙事務従事者手当等13万6,000円です。

次に、町長選挙物件費として58万7,000円です。内訳といたしまして、投票管理者等報酬4万2,000円、ポスター掲示場設置撤去業務等委託料10万5,000円、機械器具費等44万円です。また、ポスター掲示場設置箇所数については、公選法の規定によりまして、望海坂地区内に5か所設置必要となるため、現在、設置済の1か所以外の4か所を設けるものです。なお、投票所は望海坂第1集会所となり、投票区については、第14投票区となります。

亀崎総務部危機管理課長 続きまして、9消防費、1消防費、1消防総務費で補正予算額が59万2,000円でございます。内訳といたしまして、歳入でご説明したとおり、消防団員が追加退団されることにより、退職報償金の補正をお願いするものでございます。財源内訳といたしまして、その他、特財として歳入でご説明したとおり、消防団員等公務災害補償等共済基金より51万4,000円、一般財源7万8,000円となっております。

続きまして、4災害対策費、新型インフルエンザ対策費で補正予算額が51万8,000円でございます。今回、新型インフルエンザ感染対策用といたしまして、感染予防の消毒液及びマスクを購入し、感染予防に備えるものでございます。

嶋坂教育部指導課長 続きまして、10教育費、1教育総務費、2事務局費、学力向上推進校支援事業としまして36万円の減額補正をするものでございます。この事業は、当初、2年間の事業実施予定でございましたが、3月末に大阪府教育委員会より連絡がありまして、次に説明させていただきます市町村支援プロジェクト事業に再編することになりました。財源内訳としましては、府支出金マイナス36万円です。

続きまして、市町村支援プロジェクト事業としまして300万円の補正をするものでございます。内訳は、校内研修や、授業研究での講師謝礼として4校分の37万円、そして、消耗品費80万5,000円、機械器具費、パソコン、プロジェクター、電子黒板などの環境整備のための備品等でございますが182万5,000円です。財源内訳は府支出金300万円です。補助率は10分の10です。

この事業は、平成19年度、20年度の全国学力学習状況調査から明らかになった課題

解決に向けて、積極的に取り組む、府内662校の小・中学校を支援し、学力の向上を目指す事業であります。3月31日に大阪府教育委員会より実施校の決定通知がありました。岬町はすべての小・中学校4校が実施することとなりました。1校当たり75万円を上限に平成21年度、22年度の2年間、4校が実施することとなります。以上でございます。

唐門教育部学校教育課長 続きまして、2小学校費、1学校管理費、小学校管理費として44万1,000円の補正をするものです。内容としましては、淡輪小学校の貯水槽から屋上貯水タンクまで上げる揚水ポンプ2台が、経年劣化で軸受から漏水しており、ベアリング等の交換修理費用として34万4,400円、また多奈川小学校東側足洗い場の給水管から漏水しており、その修理費用として9万6,600円、合計44万1,000円の修繕料を補正するものです。

続きまして、3中学校費、1学校管理費、中学校管理費として20万3,000円の補正をするものです。内容としましては、岬中学校のグラウンド内の足洗い場付近の給水のビニールパイプが変形して、漏水があったため、給水管の修理を行う費用として20万3,000円の補正をするものです。

続きまして、4幼稚園費、1幼稚園費、幼稚園維持補修費として32万2,000円の補正をするものです。内容としましては、幼稚園グラウンド内の足洗い場5か所に接続している25ミリの鋼管の給水管が経年劣化、約34年経過しております。腐食して漏水が数カ所で確認できたため、25ミリの鋼管をビニールパイプに交換し、漏水修理を行う費用として32万2,000円の補正をするものです。

古谷教育部長兼給食センター所長 6保健体育費、2共同調理場費、共同調理場運営費でございます。これは、予算の増減はございませんが、別途条例の一部改正による規定整備をお願いしておりますが、これに伴います予算の組み替えでございます。すなわち、講師謝礼等で組んでおりました予算を条例に基づく委員報酬に組みかえ、また、普通旅費を費用弁償に組みかえるものでございます。

最後に、共同調理場費、維持補修費でございます。35万3,000円お願いするものでございます。これは給食センターの回転窯、これはIHの釜なんですけれども、このインバーターという部品が壊れまして、発熱しなくなっております。至急修理したいということをお願いするものでございます。以上、当委員会付託分合計で977万6,000円をお願いするものでございます。以上です。

辻下(文)委員長 ただいまの説明につきまして、質疑ございませんか。

谷本委員 選挙のことばかりなんですが、望海坂の投票所については、前回の総務文教委員会で、町長選から投票所を設置するという答弁いただいていたので、これはこれで結構なことだとは思いますが、今年は衆議院選挙もあるのが、前々からわかっている中で、衆議院選挙には投票所をつくらずに、町長選から望海坂に投票所を設置するというこの理由を教えてください。以上です。

中田総務部総務法制課長兼法制文書係長 投票所の設置に当たりましては、望海坂地区住民に対して事前に十分な周知が必要だと考えております。また、衆議院選挙につきましては、解散等の状況によっては、選挙期日が大きく変動するため、十分な周知ができなく、選挙人において、投票場所の錯誤等、混乱の恐れがございますので、既に選挙期日が決定しております町長選挙に向け投票所設置を考えております。以上でございます。

辻下(文)委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

竹内委員 3ページが一番下の保健体育費、共同調理場運営費というの挙がっているんですけども、先ほど、古谷部長が言うたように、後の条例の一部を改正する件とを混ぜて話してもよろしいでしょうか。それとも、後は後でやるんですか。というのは、先にここで予算をとってしまえば、後で一部改正云々のときの話ができないかもわからないので、その辺はどういうふうにしたらいいのか教えてください。

予算の件で、後の一部改正と絡むかもわかりませんが、お聞きしたいのです。

学校給食運営審議会委員報酬ということなんですけれども、前回の本会議の方で説明あったときには、現在、運営委員会はここ2～3年休眠状態と、何も動いてないという話があったと記憶しております。今後、年2～3回開催したいなという活動も受けてますけれども、今まで活動をしてないのに、今後いわゆる活動するというのは、何か大きな意味があるのかどうか。

また、報酬を切らないかんだけのことなのかと、その辺のところお答えください。

辻下(文)委員長 竹内委員、質問は以上でよろしいですか。

ただいまの2点、質問に対して。

古谷教育部長兼給食センター所長 これ条例改正の方でも、資料もつけておりまして、説明させていただこうという予定をしておるんですけども、一つは、本会議でも申し上げたかなと思うんですけども、この4月から学校給食法が50年ぶりに半世紀ぶりにですね、大改正されまして、これまでの学校給食法の目的が食生活の改善、つまり栄養改善というところ

ろから食育の推進というところに大きく衣替えしたというのが1点ございます。

それと、2点目に、今後、行政改革の要請から、調理業務の民間委託というのを検討せないかなということ、これも大きな審議の内容として考えております。また、保護者負担の給食費のあり方についても、ご審議をいただきたいなということで、この際、法律の改正もございますので、この学校給食について審議をいただく組織の内容を整理しまして、新たに再始動したいなということでございます。

それから、当初予算ではですね、条例に基づかない審議会等を立ち上げて審議いただくという予定であったわけですが、今般、条例に基づく公的な性格を強めた学校給食運営審議会をつくりまして、報酬条例の方も改正して、報酬という規定に基づく予算を改編したいという考えでございます。

辻下(文)委員長 ただいまの答弁でよろしいですか。

竹内委員 また後で、一部改正の件のときに、もう一度またお聞きしたいと思います。以上です。

辻下(文)委員長 それでは、ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 なければこれで質疑を終了します。

続きまして、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 そしたら、次に賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 ないようですので、討論を終わります。

続きまして、採決を行います。

「議案第53号 平成21年度岬町一般会計補正予算(第1次)」の件のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

辻下(文)委員長 満場一致であります。

よって、議案第53号のうち、本委員会に付託されました案件は、可決されました。

続きまして、「議案第57号 平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）」の件を議題とします。

本件につきまして、担当課から説明を求めます。

中田総務部総務法制課長兼法制文書係長 委員会資料の4ページをごらんください。

平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件について、ご説明申し上げます。

まず、歳入です。

4繰入金、1基金繰入金、1深日地区財産区基金繰入金として112万4,000円です。内容といたしまして、深日財産区特別会計より一般会計に繰り入れに係る財源調整です。

次に、歳出です。

2諸支出金、2繰出金、1繰出金として112万4,000円です。内容といたしまして、深日墓地改修費に84万円、北出若宮老人憩いの家エアコン設置費に28万4,000円を一般会計に繰出金として計上するものです。当委員会付託分計といたしまして112万4,000円です。

なお、この2件の繰出金につきましては、深日地区財産区管理会を平成21年5月13日に開催したところ、満場一致で承認をいただいております。以上です。

辻下（文）委員長 ただいまの説明につきまして、質疑等ございませんか。

出口委員 若宮地区の老人憩いの家ですが、室外機が盗難にあったということですので、これ関連ですけれども、実はほかの深日管内でもですね、特に盗難が多いんです。これをまたつけてみてもね、また盗難にあう可能性もあると思いますので、その辺、特に何かで金属片で固定するとか、そういうことも考えてあげないと、また、こういう事件が起こるんじゃないかと思いますのでね。深日地区で8件ほど出てますしね。この室外機がわりかしいい値で売れるんで、そういう部分も含めて、せっかく財産区の基金を使うんだから、その辺もまた行政の方で指導してあげてほしいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

辻下（文）委員長 要望でよろしいんですか。

はい、わかりました。

ほかにごございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下（文）委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 ないようですので、討論を終わります。

続きまして、採決を行います。

「議案第57号 平成21年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)」の件につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

辻下(文)委員長 満場一致であります。

よって、議案第57号は本委員会において、可決されました。

続きまして、「議案第62号 岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する」件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますが、担当課から補足説明を求めます。

古谷教育部長兼給食センター所長 資料の方は5ページから9ページとなっております。

今回の条例の一部改正につきましては、本会議で提案説明をさせていただいたように、学校給食に関して審議をいただく組織に関する規定の明確化を図ったものでございます。その背景について、少々お時間をいただきまして、この際説明をさせていただきたいと思っております。

9ページをご参照いただきたいと思います。

学校給食法の改正についてであります。

この法律は、昭和29年に成立した法律と伺っております。この21年の4月1日に大改正がされたと。54年ぶりになるんですか、半世紀以上経って大改正が行われたということでございます。ポイントが主なもの3つあります。

ポイントの1つが、学校給食の目的が、食生活の改善とか、栄養改善という視点から食育の推進というふうに変更されました。ここに記載しておりますが、第2条学校給食の目的という条文でございますが、このうちの4号から7号が特にそれに関連するものでございます。ちょっと読ませていただきます。

4号、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命

及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

5号としまして、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

6号としまして、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

7号としまして、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。こういう主な4点でございますが、こういう新しい視点からですね、学校給食をやっていくんやという目的が明確化されたところでございます。

ポイントの2点目、栄養教諭という制度でございますが、これは2年前からやっておるんですけども、その栄養教諭の役割が法制化されました。第10条の1項でございますが、栄養教諭はということで、中飛ばしますが、4行目にいきましてですね、栄養教諭は学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとするという役割が明確化されました。

また、第2項でございますが、栄養教諭がこの前項前段の指導を行うに当たりましては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用すること。その他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業、または自然環境の恵沢に対する児童または生徒の理解の増進を図るよう努めるものとするという役割も追加されました。

ポイントの3点目でございますが、学校給食の実施基準が衛生管理規準の法制化であります。これはもともと国の方からの通知というような形であったんですけども、それを法制化したということであります。また、最後の方に書いておりますが、校長とか、共同調理場の長は、こういう管理規準に照らしまして、適正を欠く場合は、遅滞なく改善措置を講じて、それができない場合は設置者にその旨を申し入れることとされたということで、その辺の法制化、規範化が進められたという大改正でございます。

こういう地産地消を含みます食育のあり方、その他、先ほどもちょっと申し上げたところでございますが、調理業務の民間委託というテーマでありますとか、保護者負担、いわゆる給食費のあり方について、審議をいただく必要があるなというふうに考えておりますので、メンバーにですね、学識経験者、それから、PTAの代表、学校園の校長等も参加していただいて、今後の学校給食の進め方、あり方について、意見を賜りたいというふうに考えておまして、そのため、組織に関する規定の明確化を図るため、本条例の一部改正をお願いしているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

辻下(文)委員長 ただいまの説明につきまして、質疑ございませんか。

竹内委員 先ほどのことからの延長になると思うんですけども、今、古谷部長が言われたように、民営化を考えての条例改正だというのはよくわかりました。先ほど、9ページで説明がありましたように、この第2条の4、5、6、7というのをじっくり読むとですね、今の給食センターですね、そこで行っているのと、民営化との関連はね。というのは、これを読んでみると、今までよりももっと生命に重んじることについて、得々と書いていますので、これを民営化にもっていったいいいものかどうかということが一つとですね。

あと、地産地消の件もそうなんですけれども、あとは給食費の値上げ、これに民営化するとですね、必ず値上げにつながるというのと、もう一つ、今、現在、私も商工会の方の副会長やっていますけれども、食材の納入というのは商工会の方でずっとやらせていただいています。これはありがたいことなんですけれども、民間委託すると、その辺も民間の方で仕入れを、そういうようなものもすべて行って、町内の方の地産地消もほかに納入の方ができないようになるのかどうかということですね。

それと、あとここに運営委員の方10名以内ということであるんですけども、学識経験者ある者とかいろいろあるんですけども、やはり今、物資納入している物資納入組合とかありますので、商工会からもそういう役職に選出の方を1名なりともまた入れていただきたいなと思っております。それだけは要望なんですけども、後の件についてわかる限り、ちょっとお答えしてください。

古谷教育部長兼給食センター所長 まず、民営化という内容でございますけども、私申し上げておるのは調理業務の民間委託ということで、これ府内の市町村でも半数以上がやっておると思うんですけども、あくまで調理業務の民間委託ということでございます。ちょっとわかりづらいんですけども、給食センターの調理、運営そのものを全部民間委託しようとかですね、指定管理を入れようとか、そういうイメージでとらまえていただいているのは困るなと、思います。今、委員からもご指摘ありましたように、食育の推進も含めて、まずまず学校給食の役割、または行政の役割というのは非常に重要になってきておりますので、その辺は、教育行政の方できちっとやっていくということでございます。調理業務の民間委託と言いますのは、そもそも行政改革の中でありまして、民間でできることは民間でやるんやと、そういう民間のノウハウを生かして効果、効率を目指していくんやと、こういう考え方でございますので、あくまで、今、職員とアルバイトがやっております調理の業務、ここの部分だけの、調理業務の民間委託ということをご想定しております。まだこれ結論出

てませんので、白紙の状態でございますので、私の頭の中にあるところでございますが、各市町村でやっておりますのもそういう形でございます。

したがいまして、そういうことを前提にお答えさせていただくんですけれども、給食費の値上げにつながるんじゃないかというご指摘なんですけれども、そもそも給食費の方は、食材分の負担を保護者さんをお願いしているということでございますので、調理業務が高くなろうが、安くなろうが、給食費とは直接関係ないと、そういう計算をしてみています。

それから、食材の納入でございますが、これはこれまでと今やっておるのと同様に、町が責任をもってやってまいります。今、私がイメージしております調理業務の委託というのは、入ってきたものを検品していただいて、こちらの指示に従って、レシピなりに従って調理をして、給食センター方式でございますので、缶へ入れて、学校まで運んでいただくと、こういう部分についての業務の委託を考えております。したがいまして、食材の納入等はこれまでどおり、今までどおりやっていくということを想定している考えでございます。

それから、最後に10名以内の委員についてご要望いただきました。非常にありがたいご意見やなと思っております。今、教育委員会事務局内部で検討しておりますのは、10名の内、学識経験者、これ大学の先生でございますが、その方に1名お願いせないかなと。それから、各校園のPTAの代表、これ中学校から幼稚園まで5校園ありますので5人、それから、校園長の代表として2人、ここまでで8名でございます。今年からPTAがもう1名ふえるかもわかりませんが、後1名、2名まだ検討中でございますので、ご要望ありましたですね、食材、特に生鮮食料品の納入について、頑張っていたいいる商工会の関係者の方に入っていただくとか、あるいは農業関係者、農業委員会の方とか、そういうかたに入っていただくことも必要かなと、そういうことで、教育委員会に諮って決めていきたいなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

竹内委員 一つ聞くのを忘れていました。この運営審議会の会長はだれになるのか、ちょっとお聞かせください。

古谷教育部長兼給食センター所長 会長につきましては、条例改正案の第8条にございますが、運営委員会に会長を置き、委員の互選により、これを定めるという規定でございます。互選という前提でございますが、事務方としましては大学の先生に会長をやっていただくのが適当ではないかなというふうに考えているところでございます。

竹内委員 要するに、この運営委員会の会長というのは、役場の長、いえば町長とかですね、そ

ういうふうな人ではないと。このいわゆる10名の中からの互選ということですね。

それともう一つ、先ほど、民間委託の件なんですけれども、これは要するに調理業務だけということは、人材派遣業のところへ人材を任すということで理解したらよろしいでしょうか。その2点。

古谷教育部長兼給食センター所長 会長については、先ほど申し上げたとおり、審議会のメンバーとして、学識経験者なり、PTAの代表が組織した中で互選していただくということでございますので、会長に教育委員会のものが入るとか、あるいは町長部局のものが就任するということはありませんし、また想定もしておりません。

調理業務の委託なんですけれども、人材派遣という方法もあるかなと思っていますけれども、よその市町村の例を見るとですね、派遣という形ではなしに、調理業務の委託という形でやっているところが多いように聞いてますんで、そこはまだ決め込んでいるところではありませんけれども、そもそも調理業務を委託するかどうかですね、これから各方面の意見を聞いて決めていくということでございますので、今のところ、人材派遣というよりは委託という形が、給食センターなり、来ていただいて、そこで作業をしていただくと、そういう形になるのかなというふうな想定をしております。

辻下(文)委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

和田委員 この5ページの上から5行目、第3条中、「岬町教育委員会」を「岬町教育委員会(以下「委員会」という。)に改めるとなっているんですけどね、これどういう理由で改めようになったのか聞きたいんですけど、私としたら、岬町教育委員会というのが一番ええんと違うかなと思うんですけど、何で改めようになったのか、その理由だけ。

古谷教育部長兼給食センター所長 これは法制上の単なる整備でございまして、岬町教育委員会というのは変わっていませんので、この条例上、以下出てくるやつをですね、一々岬町教育委員会というのではなしに、委員会ということで、そういうふう呼びあわすよということでございます。例えば、第6条第2項にございますが、運営審議会は学校給食の実施について、必要な事項を調査審議し、委員会に助言するというふうに規定しています。これは要は委員会というのは、岬町教育委員会ですよという規定でございまして、法制上の整理でございます。

和田委員 とりあえず法制上ということですか、国からのあれですか。そうでもない。

古谷教育部長兼給食センター所長 7ページの新旧対照表をごらんいただきたいんですけども、

新の方で、第1条、第2条略していますが、第3条で、給食センターは岬町教育委員会が管理するところ定めているわけですね。ここで初めて、岬町教育委員会出てくると。その後にも、条例上、何回か岬町教育委員会が出てきますので、法制、執務上というか、例規をつくる際は、ここで岬町教育委員会は以下、委員会というふうに定めまして、後、委員会が出てきたら、これは岬町教育委員会ですよと、こういう規定の仕方でございます。一般的なやり方でございます。

和田委員 法制上で決めたというのやったら結構ですけど、どこでどないして決めたんかなと、それだけちょっと聞きたかっただけです。結構です。

辻下(文)委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下(文)委員長 ないようですので、討論を終わります。

続きまして、採決を行います。

「議案第62号 岬町立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する」件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

辻下(文)委員長 満場一致であります。よって、議案第62号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議におきまして委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午前10時41分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年6月10日

岬町議会

委 員 長 辻 下 文 信